

第Ⅲ部

課題別の取組



ザンビアにおいて、自動車の故障診断機を使い、故障箇所の特定制法や整備方法について技術協力を進めるJICA海外協力隊員（写真：JICA）

- 1 新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅…………… 24
- 2 平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化………… 45
- 3 複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導…………… 61

1

新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

(1) 経済社会の自律性・強靱性の強化

日本はこれまで経済成長を実現すること、そしてその成長を「質の高い成長」^{解説}とすることにより、最も基本的な開発課題である貧困撲滅を目指してきました。「質の高い成長」のためには、発展の基盤となるインフラ（経済社会基盤）の整備が重要です。また、民間部門が中心的役割を担うことが鍵となり、産業の発展や貿易・投資の増大といった民間活動が活発になることが不可欠です。しかし、世界経済が新型コロナウイルス感染症の影響やロシアによるウクライナ侵略により、エネルギーや食料価格の高騰、サプライチェーン^{注1}の混乱に直面する中、とりわけ開発途上国では、貿易を促進し民間投資を呼び込むための能力構築や環境整備を行うことが困難な場合があり、開発途上国の経済社会の自律性・強靱性の強化の観点から、国際社会からの支援が求められています。

日本の取組

■ サプライチェーンの強靱化・多様化、経済の多角化

日本は開発途上国の輸出能力や競争力を向上させるため、開発途上国が貿易を行うために重要な港湾、道路、橋などの輸送網の整備、発電所・送電網など産業関連インフラの整備といったハード面での協力に加えて、貿易管理・税関に関する行政手続の円滑化に向けて、税関職員、知的財産権の専門家の教育などの貿易関連分野における技術協力といったソフト面からも、開発途上国の貿易・投資環境や経済基盤の整備に向けた協力をを行っています。

こうした協力を通じて、開発途上国の経済的強靱性と経済安全保障を強化していくことは、開発途上国の質の高い成長を確保しつつ、日本経済への裨益^ひという成長の好循環を確保していく上で喫緊の課題となっています。こうした観点も踏まえ、2023年5月のG7広島サミットにおいて、日本はサプライチェーンや基

幹インフラの強靱化を含む経済的強靱性と経済安全保障の強化に関する議論を主導しました。議論の結果、G7首脳は、G7枠組を通じて包括的な形で協働し、連携していくことを確認し、この課題に関する包括的かつ具体的なメッセージとして「経済的強靱性及び経済安全保障に関するG7首脳声明」を発出しました。その中で、「特に途上国の強靱性の構築を支援する」との強い意志を再確認しました。加えて、G7として、クリーン・エネルギー移行に必要な不可欠な重要鉱物および再生エネルギー機器製造のサプライチェーンの強靱化に関する「G7クリーン・エネルギー経済行動計画」を発表し、「世界中のパートナーとの協力および支援を深化させることを目指す」ことで一致しました。

サプライチェーン強靱化に資するインフラ支援の一例を挙げると、インドネシアの西ジャワ州・パティンバン港において、円借款や技術協力を活用し、日本企業の協力の下で、2018年から港湾開発およびアクセス道路整備を進めています。2021年12月には日本企業が出資する現地企業による自動車ターミナルの本格運営が開始され、2022年4月以降には港の拡張工事が進められ、有料アクセス道路の整備も開始されるなど、物流改善等に向けた官民が連携しての協力が進



タイ「バンコク大量輸送網整備事業（レッドライン）(3)」において、屋根を建設中のバンスー（現クルンテープ・アピワット）駅（写真：JICA）

注1 原材料の調達から生産、加工、流通、そして販売により需要者に提供されるまでの一連の流れのこと。

展しています（インドでの日本のインフラ支援については40ページの「案件紹介」を、その他のインフラ支援については38ページの第Ⅲ部1（3）を参照）。

インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピン、ベトナム、ラオスを対象にサプライチェーン強靱化、持続的な物流システムの構築およびフードバリューチェーン^{注2}強化に関する研修を実施しており、2022年度には計246人の行政官等が参加しました。インドネシアにおいては、2022年から、国境付近の離島6島で、水産施設の整備に加え、離島経済活性化のため水産物の高付加価値化や島外への流通等を整備するための技術協力を実施しています。

開発途上国の貿易を促進するための協力としては、日本は開発途上国産品の日本市場への輸入を促進するため、最恵国待遇関税率より低い税率を適用するという一般特惠関税制度（GSP）を導入しています。特に後発開発途上国（LDCs）^{解説}に対して特別特惠関税制度を導入し、無税無枠措置^{解説}をとっています。また日本は、経済連携協定（EPA）^{解説}や投資協定を積極的に推進しています。これらの協定により、貿易・投資の自由化（関税やサービス貿易障壁の削減・撤廃等）および海外に投資を行う企業やその投資財産保護を通じたビジネス環境の整備が促進され、日本企業の開発途上国市場への進出を後押しし、ひいては開発途上国の経済成長にも資することが期待されます。

日本を含む先進国による支援をさらに推進するものとして、世界貿易機関（WTO）や経済協力開発機構（OECD）を始めとする様々な国際機関等において「貿易のための援助（AFT）」^{解説}に関する議論が活発になっています。日本は、AFTを実施する国際貿易センター（ITC）などに拠出し、開発途上国が貿易交渉を進め、国際市場に参入するための能力を強化すること、およびWTO協定を履行する能力を付けることを目指しています。2023年には、日本はITCを通じて、アフリカの女性起業家に対する電子商取引の活用に向けた支援、ナイジェリアにおけるワクチンの生産および配布の拡大に向けた技術協力、ナイジェリアを中心とする西アフリカの政府、ビジネス支援機関（貿易振興機関・商工会議所等）、零細・中小企業に対する能力構築支援、ウクライナにおける避難民の就労および

起業支援などを行っています。

税関への支援に関しては、ASEAN諸国を中心に、日本の税関の専門的知識や技術などの共有を通じて、税関の能力向上を目的とした支援を積極的に行っています。タイでは2021年7月から「税関人材育成能力強化プロジェクト」を実施しています。世界税関機構（WCO）への拠出を通じて、WCOが有する国際標準の導入や各国のベスト・プラクティスの普及の促進を通じた、国際貿易の円滑化および安全確保の両立等のための能力構築支援活動に貢献しています。日本の税関出身のJICA長期専門家をASEAN6か国^{注3}に派遣し、ニーズに応じた支援を実施するとともに、アフリカではJICA/WCO合同プロジェクトとして、各国税関で指導的役割を担う教官を育成するプログラム（マスタートレーナープログラム）を実施しています。このプログラムは、2021年からは太平洋島嶼国^{しよ}にも拡大して実施しています。



モザンビークにおける一村一品キャンペーンで、中小企業支援プログラムへの応募者を支援する様子（写真：JICA）

開発途上国の小規模生産グループや小規模企業に対して、「一村一品キャンペーン」^{解説}への支援も行っています。開発途上国へ民間からの投資を呼び込むため、開発途上国特有の課題を調査し、投資を促進するための対策を現地政府に提案・助言するなど、民間投資を促進するための支援も進めています。

■ 金融・資本市場制度整備支援

開発途上国の持続的な経済発展にとって、健全かつ安定的な金融システムや円滑な金融・資本市場は必要不可欠な基盤です。金融のグローバル化が進展する中

注2 32ページの用語解説「フードバリューチェーンの構築」を参照。

注3 カンボジア、タイ、フィリピン、マレーシア、ミャンマー、ラオスの6か国。

で、新興市場国における金融システムを適切に整備し、健全な金融市場の発展を支援することが大切です。こうした考えの下、金融庁は、日本の金融・資本市場の規制・監督制度や取組等に関する新興国金融行政研修を実施しました。具体的には、2023年3月に「証券監督者セミナー」を対面形式で、また、「保険監督者セミナー」をオンラインでそれぞれ実施し、計7か国10人が参加しました。

■ 国内資金動員支援

開発途上国が、自らのオーナーシップ（主体的な取組）で様々な開発課題を解決し、質の高い成長を達成するためには、開発途上国が必要な開発資金を税収などの形で、自らの力で確保していくことが重要です。これを「国内資金動員」といい、持続可能な開発目標（SDGs）^{解説}を達成するための開発資金が不足する中、重要性が指摘されており、日本は、国際機関等とも協働しながら、この分野の議論に貢献するとともに、国内資金動員に関連した支援を開発途上国に対して提供しています。例えば、日本は、開発途上国の税務行政の改善等を目的とした技術協力に積極的に取り組んでおり、2023年には、納税者管理、国際課税、徴収などの分野について、フィリピン、ベトナム、ラオスで、国税庁の職員がJICA長期専門家として活動しました。さらに、開発途上国の税務職員等を対象に、国際税務行政研修（ISTAX）や国際課税研修なども実施しています。また、タイでは固定資産評価能力プロジェクトが2022年11月から実施されています。IMFやアジア開発銀行（ADB）が実施する国内資金動員を含む税分野の技術支援についても、人材面・知識面・資金面における協力を行っており、アジア地域を含む開発途上国における税分野の能力強化に貢献しています。

また、多国籍企業等による過度な節税対策の防止に取り組むOECD／G20 BEPSプロジェクト^{解説}の実施も、開発途上国の持続的な発展にとって重要です。このプロジェクトを各国が協調して実施することで、開発途上国は、多国籍企業の課税逃れに適切に対処し、自国において適正な税の賦課徴収ができるようになるとともに、税制・税務執行が国際基準に沿ったものと

なり、企業や投資家にとって、安定的で予見可能性の高い、魅力的な投資環境が整備されることとなります。現在、BEPSプロジェクトで勧告された措置を実施する枠組みには、開発途上国を含む140を超える国・地域が参加しています。この枠組みの下、2021年10月に、経済のグローバル化およびデジタル化に伴う課税上の課題に対応するための2本の柱^{注4}からなる解決策が合意されました。本合意が迅速に実施されるよう多数国間条約の策定や国内法の改正等の作業を進めることとされています。

■ 産業人材育成、雇用創出を含む労働分野の支援

質の高い成長の実現には、産業発展を支える産業人材の育成が重要です。日本は、教育・訓練を受ける機会が限られがちな開発途上国において、多様な技術や技能を有する産業人材を育成するため、各国で拠点となる技術専門学校および職業訓練校への支援を実施しています。支援の実施に当たり、日本は民間部門とも連携し、日本の知見・ノウハウをいかし、教員・指導員の能力強化、訓練校の運営能力強化、カリキュラム・教材の開発・改訂支援などを行い、教育と雇用との結び付きをより強化する取組を行っています（パキスタンにおける取組については98ページの「案件紹介」を参照）。

2016年から2023年の間に、産業界と連携し、9か国13事業を通じて、19の職業技術教育訓練（TVET：Technical and Vocational Education and Training）機関に対して、施設および機材の整備を含む複合的な支援を行いました。2023年には、20か国・地域13案件で、女性の生計向上を目的とした技能開発にも貢献しました。また、2023年ザンビアで500人への農業・起業訓練および500世帯への農業投入物・起業資金の提供に貢献しました。

アジア地域では、2023年9月に発表した「日ASEAN包括的連結性イニシアティブ」において、今後3年間で5,000人の人材育成を実施することを示しており、課題別研修や人材育成奨学計画（JDS）など様々な事業を通じて、ASEAN諸国の国づくりを担う人材育成に協力していきます。

2017年度から実施している「イノベーター・ア

^{注4} 「第1の柱」は、大規模・高利益水準のグローバル企業について、物理的拠点の有無にかかわらず、市場国でも課税を行えるようにするための国際課税原則の見直し。「第2の柱」は、法人税の引下げ競争に歯止めをかける観点等からのグローバル・ミニマム課税の導入。

匠

の技術、世界へ

一般公募

1

「近代養蜂発祥の地」岐阜の企業が タンザニアの蜂蜜収穫量の増加に貢献



東アフリカのタンザニアは、人口の約7割が農業に従事する農業国ですが、農業セクターの成長率は低く、都市部と農村部の格差や、若年層の雇用が課題となっています。このうち養蜂については、年間約3万トンの蜂蜜を生産し、アフリカで2番目の生産量を誇るものの、実際の収穫量は、気候や蜜源（ミツバチが蜂蜜作りのための蜜を集める植物）の多さを考慮した際の想定収穫量に比べると格段に少ないと言われています。その要因の一つに、小規模農家が伝統的な養蜂技術を用いていることが挙げられます。

そこで、「近代養蜂発祥の地」とも言われる岐阜県に拠点を置き、蜂蜜製品製造や輸入に携わる日新蜂蜜株式会社は、JICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業を活用し、タンザニアにおける近代養蜂の導入に取り組んでいます。

日本の蜂蜜はそのほとんどを輸入に頼っており、日新蜂蜜(株)では南米、東欧、東南アジアなどから蜂蜜を輸入していますが、輸入先多角化の候補として挙げたのがタンザニアでした。日新蜂蜜(株)の代表取締役社長、岸野逸人氏は「伝統的な方法で蜂蜜を採集しているタンザニアに日本の近代養蜂技術を取り入れれば収穫量を増やすことができると見込みました。」とタンザニアを選んだ理由を語ります。

「今回は、蜂蜜を輸入するだけでなく、現地の人材を育成し、生産力を向上させる新しい試みともなりました。その際に課題となったのが、日本式の巣箱の導入と、現地の蜂の攻撃性でした。」と、岸野社長は事業開始当初の様子を振り返ります。

タンザニアの伝統的な養蜂は、日本式の巣箱の4倍近い大きさの巣箱を使用して、一定の場所で蜂が来るのを待つ方式です。花のある場所に巣箱を移動することが困難な



ミツバチが日本から持ち込んだ養蜂器具に順応していることを確認している様子（写真：日新蜂蜜株式会社）



現地の養蜂関係者と協議する日新蜂蜜株式会社社員（写真右）（写真：日新蜂蜜株式会社）

上、蜂蜜が十分に溜まるまで数か月もかかるため品質も低下します。そのため、小型で移動可能な日本式の巣箱を導入することから始めました。安定的に巣箱を供給できるよう、宮崎県の企業と協力し、現地の木材を活用して巣箱を製造・流通させる体制を整える計画を進めています。岸野社長は、「小型の巣箱の導入により、花のある場所に巣箱を移動して、効率よく蜂蜜を集めることができます。また、巣箱を小さくすることで女性にも扱いやすくなり、女性の参画にもつながります。」と日本式巣箱の利点を語ります。

もう一つの課題であるタンザニアの蜂の攻撃性に関して、アフリカのミツバチは攻撃性が高く、作業中に刺される危険性が高いとされています。そのため、日新蜂蜜(株)ではJICAの協力の下、現地大学・研究機関と共同で、攻撃性を発揮しなくてもよい環境にミツバチを置いて3世代交配を繰り返し、攻撃性の低いミツバチを選別して養蜂に適したミツバチを増やしています。

日新蜂蜜(株)によれば、近代養蜂技術を取り入れることにより収穫量が伝統養蜂の約4倍にまで増加することが確認されました。当初は新しい技術の導入に懐疑的だった現地の養蜂家も、日本の養蜂技術導入に大きな期待を寄せるようになっていきます。岸野社長は、「2026年までに生産量をさらに増やし、安定した事業にすることを目標にしていますが、養蜂家の育成など量を増やすための課題のみならず、味や色など質の課題も残されています。こうした課題を解決し、タンザニアの養蜂家の収入を増加・安定させながら、日本の食卓にタンザニア産の蜂蜜を届けたいです。」と今後の抱負を語ります。

第三部

① 新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅



「アセアン工学系高等教育ネットワークプロジェクト（フェーズ4）」においてタイ・バンコクで開催された電気電子工学分野の国際会議の様子（写真：JICA）

「アジア」事業では、アジアの開発途上国の優秀な理系学生を対象に、日本での留学や企業などでのインターンシップの機会を提供し、日本とアジア各国との間で高度人材の還流を促進しています。

厚生労働省では、インドネシア、カンボジア、ベトナムを対象に、質の高い労働力の育成・確保を図るため、これまでに政府および民間において培ってきた日本の技能評価システム（日本の国家試験である技能検定試験や技能競技大会）のノウハウを移転する研修^{注5}を日本国内および対象国内で行っています。2022年度にこれらの研修に参加したのは、3か国合計87人で、これにより、対象国の技能評価システムの構築・改善が進み、現地の技能労働者の育成が促進されるとともに、雇用の機会が増大して、技能労働者の社会的地位も向上することが期待されています。

アフリカ地域では一人ひとりの持続的な成長に向けて、産官学連携によるABEイニシアティブ（アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ）^{注6}やカイゼン^{注7}イニシアティブ、国際機関と連携した技術支援などを通じて、産業人材の育成を支援しています（ABEイニシアティブについては、139ページの第V部1（6）および143ページの第V部2（2）アを参照）。

日本は、労働分野における支援も進めています。社

会経済情勢の悪化の影響は、若者、女性を始めとした社会的に脆弱^{ぜい}な立場におかれやすい人々に強く表れがちです。安定した雇用を生み出していくためには、それぞれの国が社会的セーフティネットを構築してリスクに備えるとともに、全ての働く人のディーセント・ワーク（SDGsの目標8で設定された働きがいのある人間らしい仕事）の実現に向けた支援や対応が国際的にも強く求められています。日本は、国際労働機関（ILO）への拠出などを通じて、アジア地域を中心に、労働安全衛生水準の向上や社会保険制度の整備などの開発協力を行っています。アフリカ地域^{注8}での若者の雇用支援などにも貢献しており、ディーセント・ワークの実現に向けた取組を行っています。



ナイジェリア・ナサラワ州ドマ市の小規模農家を対象に、金融機関へのアクセス改善に向けて、クレジットスコアリングの概念実証に使用するデータ収集を行う現地企業スタッフ（写真：Zowasel社）

■ 資源・エネルギーへのアクセス確保

世界で電力にアクセスできない人々は2021年時点で約6.75億人に上ると言われています^{注9}。電気やガスなどのエネルギー供給の欠如は、産業発達の遅れや雇用機会の喪失を引き起こし、貧困をより一層深めるといった問題につながります。今後、世界のエネルギー需要は、アジアを始めとする新興国や開発途上国を中心にますます増えることが予想されています。同時に気候変動対策は喫緊の課題です。そのような状況下、エネルギー供給源の多角化やエネルギー源の多様化などを通じて、2050年ネット・ゼロ排出目標達成に向けて脱炭素化をはかりつつ、エネルギー安全保障を確保していくことが重要です。

注5 「試験基準・試験問題等作成担当者研修」、「試験・採点等担当者研修」などがある。上記本文中の参加者数は、これらの研修の合計値。

注6 145ページの用語解説を参照。

注7 どうすれば少しでも生産過程の無駄を省き、品質や生産性を上げることができるか、生産現場で働く一人ひとりが自ら発案し、実行していく手法。戦後の高度成長期の日本において、ものづくりの品質や生産性を高めるために製造業の現場で培われた取組で、「整理・整頓・清掃・清潔・しつけ」（5S）などが基本となっている。

注8 エチオピア、ガンビア、スーダン、マダガスカル、モザンビーク、モーリタニア。

注9 IEA「Tracking SDG7: The Energy Progress Report, 2023」<https://www.iea.org/reports/tracking-sdg7-the-energy-progress-report-2023>



ナイジェリア「配電分野能力向上プロジェクト」で供与する機材（防護管）の設置作業を実演する様子（写真：Ruriko Suezawa）

日本は、開発途上国の持続可能な開発を推進するため、近代的なエネルギー供給を可能にする支援を提供し、産業育成のための電力の安定供給に取り組んでいます。省エネルギー設備や再生可能エネルギー（水力、太陽光、太陽熱、風力、地熱など）を活用した発電施設など、環境に配慮したインフラ整備も支援しています（気候変動に関する日本の取組については61ページの第Ⅲ部3（1）を参照）。

日本は、国土が広い海域にまたがり、気候変動の影響に脆弱な太平洋島嶼国地域において、エネルギー安全保障および低・脱炭素社会実現の観点から、グリッド接続型の再生可能エネルギーの主流化に向けた支援を行っています。また、ドミニカ共和国においては、輸入化石燃料に電力供給源の多くを依存する同国のエネルギー効率化を支援するため、円借款により、全国の公道における街灯のLED化などを支援しており、同国の公共セクターの省エネルギー化の促進および温室効果ガス排出量の削減に貢献することが期待されています。

2022年8月に開催した第8回アフリカ開発会議（TICAD 8）^{注10}では、オーナーシップと共創、機動的な資金動員、多様なパートナーとの連携によるアプローチにより日本の貢献を最大化することを目的として、「アフリカ・グリーン成長イニシアティブ」が立ち上げられました。このイニシアティブに基づく取組として、再生可能エネルギー発電事業への民間投資や



ケニアでの「地熱発電事業における蒸気供給管理能力向上プロジェクト」における管理研修の様子（写真：JICA）

地熱発電量の拡大、脱炭素社会の実現に重要となる銅やレアメタル等の鉱物資源分野での協力が表明されました。アフリカ各国が自然資源と生態系を適正に保全・活用し、持続可能な成長（グリーン成長）を実現するための支援として、アフリカパワープール（国際送電網）、配電網、系統安定化の整備などを実施しています。

ケニアでは、オルカリア地熱発電所の開発支援を通じて、電力供給の増加・安定化に貢献しており、日本企業が事業実施の一端を担っています。2022年には、I-6号機およびV地熱発電所の完工式が開催され、本発電所の運用開始により、ケニアの国全体としての地熱による発電設備容量は世界で6番目となりました。

■ 食料安全保障に向けた取組

「世界の食料安全保障と栄養の現状 2023」^{注11}によると、2022年には6億9,100万人から7億8,300万人が飢餓状態にあるとされています。その数は、新型コロナウイルスの世界的な拡大前の2019年に比べ、約1億2,200万人増加しています。また、同報告書では、2030年になっても、約6億人が飢餓に直面すると予測しています。「SDGs目標2『飢餓をゼロに』の達成に向けて農業食料システムを変革し、それらを活用する努力を倍増する以外に選択肢はない」とし、政策介入、行動、投資を導く必要があると提言しています。

日本は、食料不足に直面している開発途上国からの要請に基づき、食糧援助^{注12}を行っています。2023年には、21か国・地域に対し、日本政府米を

^{注10} 121ページの用語解説「アフリカ開発会議」を参照。

^{注11} FAO、IFAD、UNICEF、WFPおよびWHOが共同で作成した報告書
<https://www.wfp.org/publications/state-food-security-and-nutrition-world-sofi-report-2023>

^{注12} 貧困削減を含む経済社会開発努力を実施している開発途上国に対し、食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するため、必要な生産物および役務の調達のための資金を贈与する無償資金協力。



ベナンで、零細農家である地域住民と日々コミュニケーションを重ねながら、零細農家の収益向上を目指して活動するJICA海外協力隊員（写真：JICA）

中心に総額61.5億円の支援を行いました。

二国間支援に加え、日本は、国際機関と連携した食料支援にも取り組んでいます。例えば、国連世界食糧計画（WFP）を通じて、教育の機会を促進する学校給食プログラムや、食料配布により農地や社会インフラ整備への参加を促す取組を実施しています。2023年には、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受け、食料需給の逼迫や急激な物価上昇等が起きたギニアに対して、8月にWFPを通じて3億円の無償資金協力を行うことを決定し、日本政府米を供与することとなりました。WFPは2022年に世界120以上の国と地域で約1億6,000万人に対し、約480万トンの食料配布や現金給付を通じた食料支援などの活動を行っており、日本は2022年、WFPの事業に総額約2億6,512万ドルを拠出しました。

日本は、国際開発金融機関（MDBs）[解説](#)への拠出などを通じ、開発途上国の栄養改善を支援しており、2021年には世界銀行のグローバル・ファイナンス・ファシリティ（GFF）[解説](#)および栄養改善拡充のための日本信託基金[解説](#)に対し、計7,000万ドルの追加拠出を表明しました。開発政策において栄養を主流化する観点から、2021年12月に日本が主催した世界銀行グループの国際開発協会（IDA）第20次増資では、栄養を含む人的資本の強化を重点分野に盛り込みました。日本は、2021年12月に「東京栄養サミット2021」を主催し、岸田総理大臣は、3年間で3000億円以上の栄養関連支援を表明しました。2022年中に日本は1,606.82億円（暫定）を拠出しました。

食料安全保障と栄養改善の達成に向けて、日本は、



タジキスタン・トゥルスズンダ市で、小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP）プロジェクトにおいて、所得向上につながるための作物としてイチゴを生産し、収穫する小規模農家の様子（写真：JICA）

食料支援に加えて、フードバリューチェーンの構築[解説](#)を含む農林水産業の振興に向けた協力を重視し、地球規模課題として食料問題に積極的に取り組んでいます。

開発途上国では、生産した農産物の買取価格が安いことなどが多くの農家が貧困から抜け出せない要因の一つとなっています。日本は、各国・地域でフードバリューチェーン構築の重点的取組を定めた「グローバル・フードバリューチェーン構築推進プラン」を策定するなど、民間企業と連携した開発途上国におけるフードバリューチェーンの構築を推進しています。2023年は、タイと二国間政策対話を実施しました。

日本は、アフリカの経済成長において重要な役割を果たす農業を重視しており、その発展に積極的に貢献しています。具体的には、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）[解説](#)フェーズ2の下、RICEアプローチ[解説](#)において、灌漑施設の整備や、アジア稲とアフリカ稲を交配したネリカ（NERICA）[解説](#)を含む優良品種に係る研究支援や生産技術の普及支援など、生産の量と質の向上に向けた取組を進めています。CARDの対象は、これまでに32か国に拡大しています。

2022年8月に開催したTICAD 8では、CARDを通じて15万人の人材育成を行い、2030年までのコメ生産量倍増（5,600万トン）を実現することを目標として掲げました。

自給自足から「稼ぐため」の農業への転換を推進するため、日本は、小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP）アプローチ[解説](#)を通じ支援を実施しています。SHEPアプローチは、野菜や果物を生産する農家に対し「売るために作る」への意識変革を起し、営農スキルや栽培スキルの向上によって農家の園芸所得向上を目指しており、これまでアフリカ29か国において、研修事業や専門家派遣などを通じて自給自足型農業からの

転換を支援してきました。TICAD 8では、6万6,000人の「稼ぐ」ための農業転換支援を実施することを表明しています。TICAD 8では、アフリカ開発銀行の緊急食糧生産ファシリティへの3億ドルの協調融資による食料生産強化支援を行うことも表明しました。

国際的な農産品市場の透明性向上を通じた食料安全保障の向上に貢献すべく、日本は、「農業市場情報システム（AMIS）」^{注13}へのデータ提供や事業費の拠出などを通じて、AMISを支援する取組も行ってきました。2023年5月、G7広島サミットにおいてもAMISへの取組を強化することを確認しました。

日本は、開発途上国の食料生産基盤を強化するため、FAO、IFAD、国際農業研究協議グループ（CGIAR）、WFPなどの国際機関を通じた農業支援を行っています。例えば、日本は、FAOを通じて、開発途上国の農業・農村開発に対する技術協力や、食料・農業分野の国際基準・規範の策定、統計の整備に対する支援などを実施しています。また、15の国際農業研究機関からなるCGIARが行う品種開発やデジタル農業技術の導入など、生産力の向上と持続可能性

の両立に向けた研究開発を支援しています。2023年3月にはロシアによるウクライナ侵略の影響を受けて悪化しているグローバルな食料安全保障への対応として、アジア、中東およびアフリカ諸国に対する総額5,000万ドルの食料関連支援を決定し実施しています。このほか、2023年4月、日本は、「民間セクター・小規模生産者連携強化（ELPS）」イニシアティブを立上げ、先進国等による開発途上国の農業生産支援の促進を実施しています。同イニシアティブは、G7宮崎農業大臣会合においても各国から歓迎されました。

日本は、こうした農業支援に加えて、国際獣疫事務局（WOAH）やFAOを通じた動物衛生の向上にも貢献しています。例えば、鳥インフルエンザ^{てい}、口蹄疫、アフリカ豚熱（ASF）などの国境を越えて感染が拡大する動物の感染症に対処するため、WOAHとFAOが共同で設置した「越境性動物疾病の防疫のための世界的枠組み（GFTADs）」の下、アジア・太平洋地域を中心に、動物衛生分野での国際機関の取組を支援しています。



用語解説

質の高い成長

成長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取り残さない「包摂性」、世代を超えた経済・社会・環境が調和する「持続可能性」、自然災害や経済危機などの様々なショックへの耐性および回復力に富んだ「強靱性」を兼ね備えた成長（開発協力大綱）

後発開発途上国（LDCs : Least Developed Countries）

国連による開発途上国の所得別分類で、開発途上国の中でも特に開発が遅れており、2017年から2019年の一人当たりの国民総所得（GNI）が平均で1,018ドル以下などの基準を満たした国々。2022年現在、アジア9か国、アフリカ33か国、中南米1か国、大洋州3か国の46か国が該当する。

無税無枠措置

後発開発途上国（LDCs）からの輸入産品に対し、原則無税とし、数量制限も行わないとする措置。日本はこれまで、同措置の対象品目を拡大してきており、全品目の約98%を無税無枠で輸入可能としている。

経済連携協定（EPA : Economic Partnership Agreement）

特定の国や地域の間で物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする自由貿易協定（FTA : Free Trade Agreement）に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定。このような協定によって、国と国との貿易・投資がより活発になり、さらなる経済成長につながる事が期待される。

貿易のための援助（AfT : Aid for Trade）

開発途上国がWTOの多角的貿易体制の下で、貿易を通じて経済成長と貧困削減を達成することを目的として、開発途上国に対し、貿易関連の能力向上のための支援やインフラ整備の支援を行うもの。WTOでは、開発途上国が多角的な自由貿易体制に参加することを通じて開発を促進することが重視されている。

一村一品キャンペーン

1979年に大分県で始まった取組で、地域の資源や伝統的な技術をいかし、その土地独自の特産品の振興を通じて、雇用創出と地域の活性化を目指すものであり、海外でも活用されている。一村一品キャンペーンでは、アジア、アフリカなど、開発途上国の民族色豊かな手工芸品、織物、玩具を始めとする魅力的な商品を掘り起こし、より多くの人々に広めることで、開発途上国の商品の輸出向上を支援している。

^{注13} Agricultural Market Information Systemの略。2011年に食料価格乱高下への対応策としてG20が立ち上げた、各国や企業、国際機関がタイムリーで正確かつ透明性のある農業・食料市場の情報（生産量や価格など）を共有するためのシステム。

持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）／持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

ミレニアム開発目標（MDGs、2001年）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成される。

OECD／G20 BEPSプロジェクト

BEPS（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）とは、多国籍企業等が租税条約を含む国際的な税制の隙間・抜け穴を利用した過度な節税対策により、本来課税されるべき経済活動を行っているにもかかわらず、意図的に税負担を軽減している問題を指す。BEPSプロジェクトは、こうした問題に対処するため、2012年6月にOECD租税委員会が立ち上げたもので、公正な競争条件を確保し、国際課税ルールを世界経済および企業行動の実態に即したものにするとともに、各国政府・グローバル企業の透明性を高めるために国際課税ルール全体を見直すことを目指している。

国際開発金融機関（MDBs：Multilateral Development Banks）

開発途上国の貧困削減や持続的な経済・社会的発展を、金融支援や技術支援、知的貢献を通じて総合的に支援する国際機関の総称。一般的にMDBsと言えば、全世界を支援対象とする世界銀行グループ（World Bank Group）と、各所轄地域を支援するアジア開発銀行（ADB）、米州開発銀行（IDB）、アフリカ開発銀行（AfDB）、欧州復興開発銀行（EBRD）の4つの地域開発金融機関を指す。

グローバル・ファイナンス・ファシリティ（GFF：Global Financing Facility）

母子保健分野の資金リソースを拡充するために、2015年に世銀や国連などが立ち上げたイニシアティブ。女性やこどもの栄養状態改善を含む母子保健分野の政策の策定や、実施能力の向上のための技術支援を実施している。策定された計画の実行について、世銀の低利融資などを受けることをGFFによる支援の条件とすることで、資金動員効果を企図している。

栄養改善拡充のための日本信託基金

重度栄養不良国での栄養対策への投資を拡大し、栄養不良対策の実施のための能力開発を行うことを目的に、2009年に設立された基金。重度栄養不良国に対し、栄養改善に係る政策の策定や、実施能力向上のための技術支援を行い、当該国や世銀などによる栄養関連の投資を後押ししている。

フードバリューチェーンの構築

農家を始め、種や肥料、農機などの資機材の供給会社、農産物の加工会社、輸送・流通会社、販売会社など多くの関係者が連携して、生産から製造・加工、流通、消費に至る段階ごとに農産物の付加価値を高められるような連鎖をつくる取組。例えば、農産物の質の向上、魅力的な新商品の開発、輸送コストの削減、販売網の拡大による販売機会の増加などがある。

アフリカ稲作振興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development）

アフリカにおけるコメ生産拡大に向けた自助努力を支援するための戦略（イニシアティブ）であると同時に、関心あるコメ生産国と連携して活動することを目的としたドナーによる協議グループ。2008年のTICAD IVにおいて日本が国際NGOのアフリカ緑の革命のための同盟（AGRA）と共同で立ち上げ、2019年のTICAD 7ではフェーズ2を立ち上げた。

RICE（Resilience, Industrialization, Competitiveness, Empowerment）アプローチ

CARD フェーズ2で採用されたサブサハラ・アフリカのコメ生産量倍増のための取組。具体的には、気候変動や人口増に対応した生産安定化、民間セクターと協調した現地における産業形成、輸入米に対抗できる自国産米の品質向上、農家の生計・生活向上のための農業経営体系の構築が挙げられる。

ネリカ（NERICA：New Rice for Africa）

CGIARのアフリカ稲センター（Africa Rice Center）が、高収量のアジア稲と雑草や病虫害に強いアフリカ稲を交配することによって開発した稲の総称。従来の稲よりも（1）収量が多い、（2）生育期間が短く、短い雨季での栽培や、干ばつのリスクを回避できる、（3）耐乾性・耐病性が高く、アフリカ特有の高温で乾燥した気候にも負けない、などの特長がある。日本は、1996年以降、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（JIRCAS）、JICAから研究者、専門家を派遣し、品種開発・普及を支援している。

小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP：Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion）アプローチ

2006年に日本がケニアで開始した小規模農家支援のためのアプローチ。野菜や果物などを生産する農家に対し、「作ってから売る」から「売するために作る」への意識変革を促し、営農スキルや栽培スキルの向上によって農家の所得向上を目指すもので、アフリカを中心に世界各国で同アプローチを取り入れた活動を実践している。

(2) デジタル・情報通信技術・科学技術

開発途上国の成長、国際社会の発展は、経済や社会活動のデジタル化への対応なしには、適切に進み得なくなっています。デジタル技術は人々の暮らしや産業活動へ浸透しており、日常生活や社会経済活動等の重要な基盤であるサイバー空間がもたらす恩恵が拡大する一方で、個人や企業の情報漏洩による被害や、重要インフラへの攻撃による国家安全保障上のリスクなど、サイバー攻撃による脅威も深刻化しています。そのため、開発途上国がデジタル化の恩恵を享受し、そのリスクを削減するための支援の重要性は増しています。また、サイバー空間においては事象の影響が容易に国境を越え、他国で生じたサイバー事案が日本にも影響を及ぼす可能性があることから、各国政府・民間等様々なレベルで重層的に協力・連携することが重要です。

日本の取組

■ DXの促進

新型コロナウイルス感染症のまん延によって、人やモノの往来が一定期間途絶えた結果、経済社会活動のデジタル化・オンライン化が進むことになりました。デジタルトランスフォーメーション（DX）^{注14}は、あらゆる開発課題に直結しており、「質の高い成長」を達成する鍵となります。

開発途上国およびその国民が、安全、公平かつ安定的にデジタル化の恩恵を受けられる包摂的で豊かな社会を実現するため、日本は、デジタル化の促進・DXを、オファー型協力を通じて戦略的にODAを実施していく分野の一つに挙げています（オファー型協力については、第I部1の4ページ、および144ページの第V部2（2）ウを参照）。そして、国際機関や民間企業等様々な主体との連携を通じて、日本が提唱する「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）^{注15}」の考え方に基づくデジタル化推進のための基盤整備として、法制度整備・人材育成や、情報通信環境の整備を支援し、デジタル化の推進を通じた課題解決と開発効果の



タイ・サラブリー県での高精度測位データを活用した、ヤンマーアグリ株式会社との農業パイロットプロジェクトで、ロボットトラクタ／自動運転農機を試乗する様子（写真：JICA）

増大を目指す協力を推進しています。

DXを通じた開発効果の増大に期待できる分野として、スマート農業、遠隔医療、スマートシティ、モバイルバンキング、行政デジタル化などがあげられます。日本の協力の新たな取組の一例として、2021年から約10か国で、開発途上国における医療体制の着実な底上げにつなげるために、日本の医療関係者と開発途上国の医療関係者を通信システムで結び、開発途上国で必要とされる医療技術や専門知識に関する助言や研修を遠隔で行っています。また、農業分野のDX推進に向けた協力として、2023年6月から約2か月にわたり、北海道でスマートフードチェーン（SFC）^{注16}に関する「農業・農村DX/SFC共創に向けた産官学人材育成」研修を開催し、中南米11か国から12人が参加しました。研修では、大学および民間企業の協力を得て、畑作用ロボットトラクタなどデジタル技術を活用した農業機械の実習、実演および工場の視察などが行われました。

DXを具体的に進めるため、優れた技術を持つデジタルパートナーとの迅速でタイムリーな実証実験が可能になる取組として、2022年に「JICA DX Lab」が立ち上げられました。150か国で展開するODA事業の現場やJICAが培ってきたネットワーク等の資産を、デジタル領域における共創の場として解放し、開発途上国の課題解決とデジタルパートナーのビジネス展開を支援しています。2023年12月までに、インド、インドネシア、エチオピアで計4件の案件が実施され

^{注14} 新たなIT技術の導入が人々の生活をより便利にしたり豊かにしたりすること、新しいデジタル技術の導入により既存ビジネスの構造を作り替えたりするなど、新しい価値を生み出すこと。

^{注15} Data Free Flow with Trustの略。プライバシーやセキュリティ・知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進を目指すというコンセプト。DFFTは、2019年1月にスイス・ジュネーブで開催された世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）において、安倍総理大臣（当時）が提唱し、2019年6月のG20大阪サミットにおいて各国首脳からの支持を得て、首脳宣言に盛り込まれた。

^{注16} Smart Food Chainの略。入口（生産）から出口（消費）までの情報を連携・集積し、生産の高度化、販売における付加価値向上、流通最適化等を可能とする基盤を指す。



マラウイで、農村部での眼科治療の向上のため、スマートフォンのカメラを利用して眼科の診療を可能にする機器「Smart Eye Camera (SEC)」の有効性を確認する様子(写真：OUI. Inc.)

ています。

■ 情報通信技術 (ICT)

情報通信技術 (ICT) 注17 の普及は、DXのベースとなる基盤整備として、産業の高度化や生産性の向上に役立つとともに、医療、教育、エネルギー、環境、防災などの社会的課題の解決や、情報公開の促進、放送メディア整備といった民主化の推進にも貢献します。

日本は、開発途上国のICT分野における「質の高いインフラ投資」を推進 注18 しており、通信・放送設備や施設の構築、そのための技術や制度整備、人材育成などを積極的に支援しています。具体的には、地上デジタル放送日本方式 (ISDB-T) 注19 の海外普及・導入支援に積極的に取り組んでおり、2023年4月現在、中南米、アジア、アフリカ地域などの計20か国 注20 で採用されています。ISDB-T採用国および検討国を対象としてJICAを通じた研修を毎年実施するとともに、総務省は、相手国政府との対話・共同プロジェクトを通じ、ICTを活用した社会的課題解決などの支援を推進しています。

日本は、国際電気通信連合 (ITU) 注21 と協力し、開発途上国に対して、電気通信およびICT分野の様々



モルディブでの「地上デジタルテレビ放送網運用能力向上プロジェクト」において、防災関連機器運用ガイドラインについての協議の様子(写真：八千代エンジニアリング株式会社)

な開発支援を行っています。新型コロナの世界的な拡大を受け、2020年10月から、ITUと協力して、アフリカなどの開発途上国を対象に、デジタルインフラの増強や利用環境整備のための国家戦略策定を支援するConnect2Recover (C2R) を開始しています。日本はこれまでITUが国連児童基金 (UNICEF) と共同で行う「Giga」注22 パイロット事業のうち、ルワンダの学校におけるインターネット導入などを支援してきました。2022年からは、ジンバブエ、モーリタニア^{じん}に対し、ネットワークインフラにおける強靱性の評価、自然災害発生前後の通信ネットワークの接続状況を確認できるマップの策定、ICT普及のための国家戦略策定の支援を実施しました。また、C2Rプロジェクトの拡大に向けた各国への働きかけを行った結果、新たにオーストラリア、チェコ、リトアニア政府が拠出を決定し、アジア、カリブ、独立国家共同体 (CIS) 諸国等にも活動地域を拡大しました。

アジア太平洋地域では、アジア・太平洋電気通信共同体 (APT) 注23 が、同地域の電気通信および情報基盤の均衡した発展に寄与しています。日本は、情報通

注17 Information and Communications Technologyの略。コンピュータなどの情報技術とデジタル通信技術を融合した技術で、インターネットや携帯電話がその代表。

注18 2017年、各国のICT政策立案者や調達担当者向けに、「質の高いICTインフラ」投資の指針を策定。

注19 Integrated Services Digital Broadcasting-Terrestrialの略。日本で開発された地上デジタルテレビ放送方式で、緊急警報放送システム、携帯端末などでのテレビ放送の受信、データ放送などの機能により、災害対策や、多様なサービスの実現といった優位性を持つ。

注20 日本、アルゼンチン、アンゴラ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、スリランカ、チリ、ニカラグア、パラグアイ、フィリピン、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボツワナ、ボリビア、ホンジュラス、モルディブの20か国。

注21 電気通信・放送分野に関する国連の専門機関で、世界中の人が電気通信技術を使えるように、(i) 携帯電話、衛星放送などで使用する電波の国際的な割当、(ii) 電気通信技術の国際的な標準化、(iii) 開発途上国の電気通信分野における開発の支援などを実施している。

注22 2019年にUNICEFとITUが立ち上げた、開発途上国を中心に、世界中の学校でインターネットアクセスを可能にすることを目的としたプロジェクト。

注23 アジア太平洋地域における情報通信分野の国際機関で、同地域における電気通信や情報基盤の均衡した発展を目的とし、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信などの地域的な政策調整などを実施している。

信に関する人材育成を推進するため、APTが毎年実施する数多くの研修を支援しており、2022年度には、ブロードバンドネットワークやサイバーセキュリティなどに関する研修を10件実施し、APT各加盟国から約150人が参加しました。研修生は日本の技術を自国のICT技術の発展に役立てており、日本の技術システムをアジア太平洋地域に広めることで、日本企業の進出につながることも期待されます。

アジア太平洋地域では、脆弱なインフラや利用コストが負担できないことなどを要因としてインターネットを利用できない人が20億人以上います。日本は、東南アジア諸国連合（ASEAN）地域や太平洋島嶼国において、離島・遠隔地でも低コストで高速のインターネットが利用できるよう環境整備を行っています。



ベトナム「サイバーセキュリティに関する能力向上プロジェクト」における認定ホワイトハッカー研修の様子（写真：JICA）

■ サイバーセキュリティ

近年、自由、公正かつ安全なサイバー空間に対する脅威への対策が急務となっています。この問題に対処するためには、世界各国の多様な主体が連携する必要があります。開発途上国を始めとする一部の国や地域におけるセキュリティ意識や対応能力が不十分な場合、日本を含む世界全体にとっての大きなリスクとなります。そのため、世界各国におけるサイバー空間の安全保障のための協力を強化し、開発途上国の能力構築に向けた支援を行うことは、その国への貢献となるのみならず、日本を含む世界全体にとっても有益です。

日本は、日・ASEANサイバー犯罪対策対話や日・ASEANサイバーセキュリティ政策会議を通じてASEANとの連携強化を図っており、2023年もASEAN加盟国と机上演習等を実施したほか、日

ASEAN友好協力50周年を記念し、サイバーセキュリティ官民共同フォーラムを実施しました。また、国際刑事警察機構（インターポール）を通じて、新型コロナウイルスの感染拡大の状況下において増大した、サイバー空間で行われる犯罪に対処するための法執行機関関係者の捜査能力強化などを支援しました。

日本は、サイバー攻撃を取り巻く問題についてASEANとの間で協力を一層強化することで一致しています。具体的取組として、日・ASEAN統合基金（JAIF）^{注24}を通じてタイのバンコクに設立した「日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター（AJCCBC）」においてサイバーセキュリティ演習などを実施しており、2023年2月までに1,480人が研修等を受講しました。また、2023年3月より、JICAを通じた技術協力「サイバーセキュリティとデジタルトラストサービスに関する日ASEAN能力向上プログラム強化プロジェクト」としてAJCCBCの運営の支援が開始されました。

AJCCBCでは、ASEAN各国の政府機関や重要インフラ事業者のサイバーセキュリティ担当者などを対象に実践的サイバー防御演習（CYDER）などが提供されており、ASEANにおけるサイバーセキュリティの能力構築への協力が推進されています。2023年3月からは、新たに演習トレーナー向けの研修や、ASEAN各国へのニーズ調査に基づいて実施される演習等を追加し、コンテンツのさらなる充実化を図っています。また、11月にはASEAN各国から選抜された若手技術者や学生がサイバーセキュリティスキルを競い合うCyber SEA Gameが開催されました。

日本は、世界銀行の「サイバーセキュリティ・マルチドナー信託基金」への拠出も行い、低・中所得国向けのサイバーセキュリティ分野における能力構築支援にも取り組んでいます。

警察庁では、2017年からベトナム公安省のサイバー犯罪対策に従事する職員に対し、サイバー犯罪への対応などに係る知識・技能の習得および日・ベトナム治安当局の協力関係の強化を目的とする研修を実施しています。

注24 91ページの注4を参照。



1

ABE イニシアティブ修了生が結んだ ルワンダと日本企業の避雷技術

東アフリカの内陸国であるルワンダは雷の発生件数が多く、1,300万人ほどの人口に対し、落雷による死傷者は年間100人近くに上ります。またルワンダは、ICTを含む科学技術教育に力を入れ、ICT産業の振興に注力していますが、落雷による電気・通信インフラや機器の故障なども多発しており、雷害対策は喫緊の課題の一つです。

兵庫県に本社を置く^{おとわ}音羽電機工業株式会社は、避雷器やデバイスの開発・製造・販売や雷対策コンサルティングなど、雷害対策に特化した事業を国内外で展開しています。ABE イニシアティブ^{注1}で神戸情報大学院大学に留学していたルワンダからの研修員をインターンとして受け入れたことがきっかけとなってルワンダにおける雷害について知り、自社の技術をルワンダで活用できないか検討を開始しました。

専務の吉田^{あつし}厚氏は、「研修員の一人であるムガルラ・アミリ氏から、ルワンダの落雷被害の現状を聞き、共に現地調査を始めたところ、海外製の雷害対策製品はあるものの十分な対策がとられていないことがわかりました。また、国際標準が主流となっている雷害対策のための規格化・標準化が未整備でした。」と当時の様子を振り返ります。

音羽電機工業（株）は2016年、日本が長期にわたって支援してきた現地のエンジニア養成校、トゥンバ高等技術専門学校で現地のエンジニアと共に雷害対策を行い、避雷器の適切な設置や管理によって落雷から機器を守るノウハウをルワンダ公共事業規制局に示しました。当初は音羽電機工業（株）が独自に現地調査を行っていましたが、このような雷害対策の調査、コンサルティングおよび施工をルワンダで事業として継続し、対策を広めていくには、現地の情報やネットワークを有するJICAの協力が不可欠だと考え、中小企業・SDGsビジネス支援事業^{注2}に応募しました。



診療所での雷害対策について現地の協力スタッフと協議する様子（写真：音羽電機工業株式会社）

2017年に案件化に向けた調査事業の採択を受け、2019年には「ルワンダ国ICT産業発展を支えるインフラへの雷害対策の普及・実証・ビジネス化事業」が採択されました。また、社内にアフリカ事業室を立ち上げてルワンダでの雷害対策に取り組んでいます。現地の協力スタッフが日本で技術や知識を習得し、避雷器の設置や管理、

コンサルティングなどの研修を受けるとともに、日本から年に2回から3回、1ヶ月ほどの期間をかけてルワンダを訪問して、現地スタッフによる現地調査・施工をサポートしています。本プロジェクトのきっかけを作った最初のインターン生であるアミリ氏は帰国後、現地でソフトウェ



兵庫県の本社で、インターンとして日本の技術を学ぶアミリ氏（写真右）（写真：音羽電機工業株式会社）

ア会社を立ち上げていますが、音羽電機工業（株）の現地での活動でもパートナーとして中心的な役割を担っており、雷害対策の技術コンサルティングを一緒に行っています。海外事業を担当する吉田修太郎取締役は、「ルワンダ公共事業規制局の関係者が来日した際は、実際に当社の技術や雷害対策を見てもらいました。雷害は技術力で防ぐことができると理解してもらったことで、ルワンダ政府も自ら対策強化を推進するようになりました。」と語ります。

また、吉田専務は、雷のしくみや落雷から身を守る行動について教育の必要性も感じているといいます。音羽電機工業（株）は京都大学の協力の下、日本の小学生と共に遊びながら避難行動を学ぶことができる「雷おにごっこ」を考案し、アミリ氏を通じてルワンダのこどもたちに避雷教育を普及させる活動も行っています。吉田専務は「よい技術を導入しても、その必要性がわからなければ本当の価値は発揮されません。こどもたちに避雷教育を行うことで、雷被害を防ぐために正しく行動できる未来を作ってもらいたいと思っています。」と期待を寄せています。

吉田取締役は今後の展望について、「雷害対策の重要性を理解する人を一人でも多く増やし、時間をかけてでもルワンダの課題解決の取組を支え続けることを第一に考えています。現地パートナーであるアミリ氏および研修を受けた現地の技術者と共に新たな産業を生み出し、人々の生活を豊かにすることが目標で、その中で当社のビジネスも発展させていきたいと思っています。」と語ります。

注1 145ページの用語解説を参照。

注2 130ページの用語解説を参照。

■ 科学技術・イノベーション促進、研究開発

現在、世界では、製造業やサービス業にとどまらず、農業や建設を含む多様な産業分野で情報通信技術（ICT）、人工知能（AI）、ロボット技術などが活用され、社会変革が生じています。

国連は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）」^{注25}（パラグラフ70）に基づき、国連機関間タスクチーム（UN-IATT）を設立し、各国との連携の下、地球規模でのSDGs達成のための科学技術イノベーション（STI for SDGs）を推進しています。2023年もSDGsに関する国連STIフォーラムが開催され、限られた資源を最大限活用しながらSDGsを達成するための「切り札」として、STIへの国際的な期待が高まっています。

日本は、これまでの経済発展の過程で、STIを最大限活用しながら、保健・医療や環境、防災などの分野で自国の課題を克服してきた経験を有しています。そうした経験を基礎として、開発途上国が抱える課題解決のため、「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）」^{解説}などを通じて、科学技術面での協力に取り組んでいます。ODAと科学技術予算を連携させたSATREPSは、科学技術分野に関する日本と開発途上国の研究機関・研究者間の共同研究への支援として2008年に始まり、2023年度までに、世界56か国において191件の研究プロジェクトが採択されています。砂漠化対処に向けた、エチオピアにおける持続可能な土地管理フレームワークの開発は、課題解決に貢献するSATREPSの好例といえます。（95ページの「匠の技術、世界へ」も参照）

UN-IATTはSTI for SDGsのためのロードマップ策定を世界各国で促進させるため、インド、ウクライナ^{注26}、セルビア、エチオピア、ガーナ、ケニアの6か国のパイロット国をはじめとした、「グローバル・パイロット・プログラム」を実施しています。このプログラムにおいて、日本は、2020年度から2022年度まで、世界銀行への拠出を通じて、ケニアに対して、農業分野での支援を実施しました。加えて、2020年度から、国連開発計画（UNDP）への拠出を通じ、開発途上国においてSTIによる社会課題解決へ向けた事業化検討を行う日本企業を支援するととも



マレーシア・クアラルンプール市のマレーシア日本国際工科院における電子顕微鏡研究室での研究の様子（写真：JICA）

に、この支援を通じて得られた知見を開発途上国間で共有するための取組を進めています。

研究開発に関する支援として、日本は、工学系大学への支援を強化することで、人材育成への協力をベースにした次世代のネットワーク構築を進めています。

アジアでは、日本式工学教育の確立を目指して設立されたマレーシア日本国際工科院（MJIT）に対し、教育・研究用の資機材の調達や教育課程の編成を支援しているほか、日本の大学と教育研究に係る協力を行っています。2023年現在、日本国内の29大学および2研究機関などによりコンソーシアムが組織されており、共同研究や交換留学などを通じ、日本とマレーシアとの間の人的交流も促進されています。2023年には、日本の大学や産業界との連携を強化するため、MJIT内に、窓口となるマレーシア・ジャパンリンケージオフィスが設立されました。

2012年から、タイのアジア工科大学院（AIT）において、日本人教官が教鞭^{べん}を執るリモートセンシング（衛星画像解析）分野の学科に所属する学生に奨学金を拠出しており、アジア地域の宇宙産業振興の要となる人材の育成に貢献しています。

日本とエジプトは、エジプト日本科学技術大学（E-JUST）における協力を2008年から実施しています。同大学は、「日本型の工学教育の特徴をいかした、少人数、大学院・研究中心、実践的かつ国際水準の教育の提供」をコンセプトに設立されました。日本国内の大学の協力を得て、カリキュラム開発や教員派遣等の支援が行われ、工学系の大学院大学として開学後、

注25 32ページの用語解説を参照。

注26 2021年から。

現在は工学部や理学部、国際ビジネス人文学部等も開設しています。日本の研究者との共同研究や共同指導、日・エジプト両政府で取り組む留学生事業や国際化、日本企業との連携等の成果が高く評価され、2023年9月発表の英教育データ機関（THE）の世界大学ランキングでは、E-JUSTがエジプトの大学でトップ、アフリカ大陸で7位の評価となり、世界でも

601位から800位の間に位置付けられました。同大学は中東・アフリカ地域からの留学生受入れも支援しており、同地域における産業・科学技術人材の育成に貢献しています（インド工科大学ハイデラバード校整備計画については、80ページの「国際協力の現場から」を参照）。



用語解説

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS : Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development）

日本の優れた科学技術とODAとの連携により、環境・エネルギー、生物資源、防災および感染症といった地球規模課題の解決に向け、(1) 国際科学技術協力の強化、(2) 地球規模課題の解決につながる新たな知見や技術の獲得、これらを通じたイノベーションの創出、(3) キャパシティ・ディベロップメントを目的とし、日本と開発途上国の研究機関が協力して国際共同研究を実施する取組。外務省とJICAが文部科学省、科学技術振興機構（JST）および日本医療研究開発機構（AMED）と連携し、日本側と途上国側の研究機関・研究者を支援している。

(3) 質の高いインフラ

開発途上国の自律的発展には、人々の生活や経済活動を支え、国の発展の基盤となるインフラが不可欠です。しかし、開発途上国では依然として膨大なインフラ需要があり、2040年までのインフラ需給ギャップは約15兆ドルとも推計されています^{注27}。開発途上国において、「質の高い成長」^{注28}を実現するためには、この膨大なインフラ需要に応える必要がありますが、ただ多くのインフラを整備するだけでなく、開放性、透明性、ライフサイクルコストからみた経済性、債務持続可能性等を考慮していくことが非常に重要です。

日本は、海上・航空等の安全管理、防災・強靱化^{じん}技術、気候変動・環境の対応に資する都市開発、安全・

安心の交通システム、電力・エネルギーインフラや水供給等に強みを有しています。これらの強みをいかして相手国の社会課題解決につなげるため、開発途上国の経済・開発戦略に沿った形でインフラ整備というハード面の支援に、制度整備、運営・維持管理、人材育成などのソフト面での協力を組み合わせることにより、「質の高いインフラ」^{解説}の整備を推進しています。

日本の取組

日本は、より多くの人々が良質なインフラを利用できるよう「質の高いインフラ」の国際スタンダード化を目指し、国際社会と連携して「質の高いインフラ」の重要性を発信してきました。2016年5月に日本が議長国として開催したG7伊勢志摩サミットで合意された「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」が、「質の高いインフラ投資」の基本的な要素について認識を共有する第一歩となり、2019年6月に日本が議長国として開催したG20大阪サミットでは、質の高いインフラ投資の促進に向けた戦略的方向性を示す「質の高いインフラ投資に関するG20原則」^{注29}が承認されました。日本は、各国や国際機関とも連携し、その普及・実施に取り組んでおり、「質の高いインフラ投資」の重要性については、様々な二国間会談や多国間会議の場において確認されてきています。



インドネシアに対する有償資金協力「ジャカルタ都市高速鉄道事業（フェーズ2）（第一期）」で建設中の駅舎と車両（写真：JICA）

^{注27} G20グローバル・インフラストラクチャー・ハブ（GIH）による推計。

^{注28} 31ページの用語解説を参照。

^{注29} 40ページの用語解説「質の高いインフラ」を参照。

2022年6月のG7エルマウ・サミットでは、世界のインフラ投資ギャップを埋めるため、G7が連携して質の高いインフラ投資を促進するためのイニシアティブであるグローバル・インフラ投資パートナーシップ (PGII) ^{注30} が立ち上げられました。G7は、PGIIの下、5年間で、質の高いインフラに特に焦点を当てた公的および民間投資において最大6,000億ドルを共同で動員することを目指す旨を表明しました。岸田総理大臣は、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に沿ってインフラ投資を促進するため、650億ドル以上のインフラ支援と民間資金の動員の実現を目指していくことを表明し、今後もG7をはじめとする各国との連携を深めていく旨述べました。

2023年5月のG7広島サミットでは、岸田総理大臣はPGIIに関するサイドイベントを開催し、初めて民間セクターを招待しました。その中で岸田総理大臣は、PGIIの取組やPGIIの下での日本の取組を紹介するとともに、インフラ支援と民間資金の動員に向けて、アジア、アフリカ、大洋州を含め世界各地でインフラ投資を進めてきていること、質の高いインフラ投資が更に促進されるよう取り組んでいくことを表明しました (G7広島サミット詳細は6ページの第I部2を参照)。

2023年6月のOECD閣僚理事会で発出された閣僚声明においては、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」やPGIIなどを通じて、質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱なインフラ投資を促進することにコミットするとともに、ブルー・ドット・ネットワーク (BDN) ^{注31} のような認証スキーム等を推進する重要性を認識することが確認されました。

岸田総理大臣は、2023年9月のG20ニューデリー・サミットの機会に開催されたPGIIに関するサイドイベントにも出席し、多様な主体と連携しつつ、日本がPGIIの具体化に向けた取組を主導していくことを表明しました。

このサイドイベントにおいて、岸田総理大臣は、南アジアでの主要な取組の一つとして、日本がインド・ニューデリーで地下鉄建設を始め様々な交通インフラの整備に取り組み経済成長を後押ししてきたことを紹



インドの「ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設計画」におけるフルスパンキャストリング組立 (高架橋桁の一括製作の工法) の様子 (写真: インド高速鉄道公社 (NHSRCL))

介し、今後日本は、これまでの成果を更に一歩進め、サプライチェーンを含む幅広い分野に支援の輪を広げ、連結性を強化していくことを表明しました。さらに、インドの「北東州道路網連結性改善計画」などの北東部開発を、バングラデシュとの「ベンガル湾産業成長地帯 (BIG-B)」構想と有機的に結び付けることで、ベンガル湾全体の産業バリューチェーンの構築にも取り組む考えを表明しました。

ASEANにおいては、カンボジアのシハヌークビル港、インドネシアのパティンバン港やジャカルタ都市高速鉄道、フィリピンのマニラ首都圏地下鉄など、多くの交通インフラ整備事業を進めてきました。2023年9月のASEAN関連首脳会議のサイドイベントにて、ハード・ソフト両面での協力を推進する「日ASEAN包括的連結性イニシアティブ」を発表し、こうした従来の交通インフラ整備に加えて、デジタル・海洋協力・サプライチェーン・電力連結性・人・知の連結性といった分野でも連結性強化を支援していくことを打ち出しました。

太平洋島嶼国における取組として、2021年12月に日本、米国、オーストラリア、キリバス、ナウル、ミクロネシア連邦の6か国が連名で発表した、東部ミクロネシア海底ケーブルの日米豪連携支援については、2023年6月に海底ケーブルに関する調達契約が締結されるなど、プロジェクトを着実に進めています。このように日本は、米国、オーストラリアを始めとする同志国などと連携しつつ、「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」の実現のため、インド太平洋地域における連結性を強化するICT分野の質の高いイン

^{注30} Partnership for Global Infrastructure and Investmentの略。持続可能で包摂的、かつ強靱で質の高いインフラへの公的および民間投資を促進するためのG7の共通のコミットメント。

^{注31} 2019年11月以来、米国が主導する形で、日本、米国、オーストラリアが創設を目指す、開発途上国における質の高いインフラ案件に国際的な認証を与えるための枠組み。

フラ整備を引き続き支援していきます。

アフリカ地域においては、2022年8月にチュニジアで開催された第8回アフリカ開発会議（TICAD 8）で、質の高いインフラ整備や国境でのワンストップ・ボーダーポスト整備を通じたアフリカの社会基盤整備に加えて、地域としての連結性強化に資する取組などを打ち出しました。

日本政府は今後も、世界の質の高い成長のため、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を国際社会全体に普及させ、アジアを含む世界の国々や世界銀行、アジア開発銀行（ADB）、OECD等の国際機関と連携し、「質の高いインフラ投資」の実施に向けた取組を進めていく考えです。



ラオスでの「グリッドコード整備および運用体制強化による電力品質向上プロジェクト」における国家中央給電所メンバーと日本人専門家チーム（写真：JICA）



用語解説

質の高いインフラ

自然災害などに対する「強靱性」、誰一人取り残されないという「包摂性」、社会や環境への影響にも配慮した「持続可能性」を有し、真に「質の高い成長」に資するインフラのこと。2019年6月のG20大阪サミットにて、(1) 開放性、(2) 透明性、(3) ライフサイクルコストから見た経済性、(4) 債務持続可能性といった、「質の高いインフラ」への投資にあたっての重要な要素を盛り込んだ「質の高いインフラ投資に関するG20原則」が承認された。

案件紹介

日本の技術をいかしてムンバイ都市圏をつなぐインフラ整備

ムンバイ湾横断道路建設計画

有償資金協力（2017年3月～2024年3月）
インド



インドでは近年急速な都市化が進む一方で、公共交通インフラ整備が十分に進んでいないことから、大都市圏において交通渋滞が深刻化し、渋滞に伴う経済損失が経済開発への障害となっています。特に、インド西海岸に面する、日本企業も多数進出する国内最大規模の都市圏であるムンバイ都市圏、その中心ムンバイ市は世界有数の人口過密都市であり、ムンバイ市を擁するマハーラーシュトラ州政府は、同都市圏の広域的な経済発展のため、ムンバイ市の産業を対岸のナビムンバイ地域へ誘致し、都市開発を進めてきましたが、両地域を結ぶ交通手段は、ムンバイ湾を周回する道路と鉄道各1本のみであり、連結性の低さが課題となっていました。

本事業では、ムンバイ都市圏内の連結性向上を図るため、ムンバイ中心部から開発が進むナビムンバイ地域を、ムンバイ湾上を横断して接続する、全長約18kmの海上道路および全長約4kmの陸上アプローチ道路^{はこげた}を建設しています。また、建設には鋼床版箱桁（OSD）^{注1}と呼ばれる日本の技術がインドで初めて活用されており、OSDによる一括架設は工期短縮や環境配慮につながっています。

本事業によって、これまで1時間かかっていたムンバイ中心部とナビムンバイ地域間の移動が、4分の1の約15分に短縮される見込みです。日本企業も多数進出するムンバイ都

市圏の連結性の向上は、同地域の経済発展を促進するとともに、州内の他地域に進出している日本企業にも裨益することが期待されます。



海上での鋼床版箱桁（OSD）架設作業（写真：MMRDA/L&T-IHI Consortium）

注1 鋼床版と鋼箱桁を組み合わせた鋼構造の橋梁形式。軽量かつ全て鋼構造であるため施工精度のばらつきが少なく、精度の高い施工が可能となる。また、一般的なPC斜張橋と比べ、橋梁の高さが低いのが特徴であり、本事業では、事業地に生息する鳥類に配慮して、この形式が選択された。

(4) 債務問題への取組

公的金融による支援は、開発途上国の経済成長を促進するために活用されますが、経済・財政政策の失敗や国際的な経済環境の変化等によって、開発途上国の債務の返済が困難となった場合には、本来必要な財政支出を圧迫し、開発途上国の債務は持続的成長を阻害する要因となり得ます。本来は、債務国自身が経済・財政改革努力などを通じて、自ら解決しなければならない問題ですが、過大な債務が開発途上国の維持・発展の足かせになっている場合には、国際社会による対応が必要になります。

債務問題への国際的な取組については、これまでも重債務貧困国（HIPC）^{注32}に対する拡大HIPCイニシアティブ^{注32}やパリクラブ^{注33}のエピアン・アプローチ^{注34}などで債務救済が実施されています。しかし、近年、一部の低所得国においては、債務救済を受けたにもかかわらず、公的債務の累積とともに民間債務の累積が加わり、債務持続可能性の悪化が再び懸念されています。この背景として、債務国側では、自国の債務データを収集・開示し、債務を適切に管理する能力が不足していること、債権者側では、資金供給の担い手が多様化しており、パリクラブによる貸付割合が減少する一方で、担保付貸付等の非伝統的かつ非譲許的な貸付を含む、新興債権国や民間債権者による貸付割合が増加していることが指摘されています。

新型コロナウイルス感染症の拡大は低所得国の債務問題に大きな影響を及ぼしました。これに対し、G20およびパリクラブは、2020年4月に「債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）」^{注35}を立ち上げ、低所得国が抱える公的債務の支払いを一時的に猶予する措置を実施しました。DSSIの下で、2020年5月から2021年12月までに、48か国が恩恵を受け、少なくとも合計129億ドルの債務支払猶予が行われたと推計^{注35}されています。DSSIは2021年12月末に終了しましたが、その後は2020年11月に合意された

「DSSI後の債務措置に係る共通枠組」^{注36}の下で、G20およびパリクラブの債権国が共に債務措置を実施する取組が進められています。

低所得国を始めとする各国の債務持続可能性に大きく影響を与え得る要素の一つとして、インフラ投資が挙げられます。港湾、鉄道といったインフラ案件は額が大きく、その借入金の返済は借りた国にとって大きな負担となることがあります。インフラ案件への融資を行う場合には、貸す側も借りる側も債務持続可能性について十分に考慮することが必要です。債務持続可能性を考慮しない融資は、「債務の罠」として国際社会から批判されています。

「質の高いインフラ投資に関するG20原則」^{注36}には、個々のプロジェクトレベルでの財務面の持続可能性に加え、国レベルでの債務持続可能性を考慮することの重要性が盛り込まれているほか、開放性、透明性、ライフサイクルコストを考慮した経済性といった原則も盛り込まれています。G20各国は自らが行うインフラ投資においてこれらの原則を国際スタンダードとして実施すること、また融資を受ける国においてもこれらの原則が実施されるよう努めることが求められています。

日本の取組

日本は、円借款の供与にあたって、被援助国の協力体制、債務返済能力および運営能力、ならびに債権保全策などを十分検討して判断を行っており、ほとんどの場合、被援助国から返済が行われています。しかし、例外的に、円借款を供与する時点では予想し得なかった事情によって、返済が著しく困難となる場合もあります。そのような場合、日本は、前述の拡大HIPCイニシアティブやパリクラブにおける合意等の国際的な合意に基づいて、必要最小限に限って、債務の繰延^{注37}、免除、削減といった債務救済措置を講じています。2023年末時点で、日本は、2003年度以降、33か国に対して、総額で約1兆1,290億円の

注32 1999年のケルン・サミット（ドイツ）において合意されたイニシアティブ。

注33 特定の国の公的債務の繰延に関して債権国が集まり協議する非公式グループ。フランスが議長国となり、債務累積国からの要請に基づき債権国をパリに招集して開催されてきたことから「パリクラブ」と呼ばれる。

注34 「パリクラブの債務リストラに関する新たなアプローチ（エピアン・アプローチ）」。「重債務貧困国以外の低所得国や中所得国が適用対象となり、従来以上に債務国の持続性に焦点を当て、各債務国の状況に見合った措置を個別に実施する債務救済方式」。

注35 世界銀行ホームページ（<https://www.worldbank.org/en/topic/debt/brief/covid-19-debt-service-suspension-initiative>）参照。

注36 40ページの用語解説「質の高いインフラ」を参照。

注37 債務救済の手段の一つであり、債務国の債務支払の負担を軽減するために、一定期間債務の返済を延期する措置。

「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」のための新たなプラン

アジア太平洋からインド洋を経て中東・アフリカに至るインド太平洋地域は、世界人口の半数を擁する世界の活力の中核です。この一帯の各国・地域、そして、理念を共有する幅広い国際社会のパートナーと共に法の支配に基づく自由で開かれた秩序を構築するため、日本は2016年に「自由で開かれたインド太平洋（FOIP：Free and Open Indo-Pacific）」を提唱し、その実現に向けた取組を進めてきました。

2023年3月20日、インドを訪問した岸田総理大臣は「インド太平洋の未来～『自由で開かれたインド太平洋』のための日本の新たなプラン～“必要不可欠なパートナーであるインドと共に”」と題する政策スピーチを行い、(1)「平和の原則と繁栄のルール」、(2)「インド太平洋流の課題対処」、(3)「多層的な連結性」、(4)「『海』から『空』へ広がる安全保障・安全利用の取組」をFOIP協力の4つの柱とする、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」のための新たなプランを発表しました。

新たなプランでは、国際社会の歴史的転換点において、

「自由」、「開放性」、「多様性」、「包摂性」、「法の支配」を中核とするFOIPの理念を改めて示しつつ、FOIPを実現するための取組を強化することとしています。そうした取組の一つとして、岸田総理大臣から、2030年までにインフラ面で官民合わせて750億ドル以上の資金をインド太平洋地域に動員し、各国と共に成長していく旨を発表しました。

2023年6月に改定された開発協力大綱においては、日本の開発協力の重点政策として、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化を掲げています。その中で、特に、FOIPのビジョンの下、こうした取組を進めるとともに、開発途上国がそれに主体的に関与し、力や威圧の影響を受けず、その果実を享受できるようにするための協力を行うことを力強く打ち出しました。

日本は、FOIPのための新たなプランの4つの柱にも沿う形で、様々な取組を推進してきています。インドネシアのジャカルタ首都圏東部パティンバンへの新港の建設もその一例です。パティンバン港のコンテナターミナルは、自動車ターミナル等を建設することにより、首都圏の物流機能強化を図るものです。これにより、ジャカルタ首都圏の港湾の容量不足の解消や貨物物流の効率化を通じた輸出の促進を図り、地域・国際経済の連結性強化等を後押ししていきます。パティンバン港は、日系工場を含む自動車関連企業からのアクセスも良く、インドネシアからの輸出の活発化に寄与し、日本企業にも裨益することが見込まれています。

この例からも分かるように、連結性の確保を通じて、物流の円滑化を促進することは、日本企業の域内輸出、海外展開の促進にもつながります。また、インド太平洋における連結性の実現に向け、日本は「質の高いインフラ」整備を支援しており、開発途上国への日本独自の技術協力や人材育成を通じて、日本企業のODA受注力や日本の信頼の向上にもつながるよう取り組んでいます。



インド世界問題評議会において政策スピーチを行い、FOIPのための新たなプランを発表する岸田総理大臣（写真：内閣広報室）



動画「インド太平洋の未来～自由で開かれたインド太平洋（FOIP）のための新たなプラン」





インドネシア・パティンバン港のアクセス道路（写真：株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル）

また、日本は、海洋の平和と安全の確保にも貢献しています。例えば、非常に多くの日本関連船舶が航行する物流の要所であるマラッカ・シンガポール海峡において、日本はODAを活用し、沿岸諸国の海賊取締り能力向上を支援し、発生件数の減少につなげています。また、インド洋においても、海難救助のための海上保安機関の能力向上支援、海図作成のための技術協力、船舶通行支援サービス（VTS）に関する支援を実施し、海上交通の安全の確保に貢献しています。

さらに、日本は、法制度整備支援や司法改革支援により、開発途上国における法の支配の普及・定着も強化しています。国際社会が複合的な危機を迎える中において、こうした取組はますます重要です。開発途上国におけるグッ

ド・ガバナンスの確立、持続的成長の実現のために不可欠な基盤作り、日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境の整備へ貢献しています。

島国である日本は、世界第4位の貿易大国であり、その産業と生活は、海上輸送物資に大きく依存しています。こうした観点からも、連結性の確保、シーレーンの安全確保は、日本の経済、エネルギー、食料の安全保障の観点からも重要です。透明性の高いルールに支えられ、様々な人・物・知恵が活発に行き交う「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の存在なくして、日本およびこの地域の安定と繁栄はあり得ません。日本はこれからも、ODAを中核とした開発協力のインパクトの最大化を目指しつつ、FOIPの実現を進めていきます。



JICAおよび海上保安庁によるマレーシア海上法令執行庁向け逮捕術コース研修の様子



カンボジアにおける「法・司法分野人材育成プロジェクト」での裁判官、検察官学校の学生を対象としたセミナーの様子（写真：JICA）

円借款債務を免除しています。債務救済の取組として、2023年1月、ウクライナに対する債務救済措置（債務支払猶予方式）のための書簡を交換しました。8月には、アルゼンチン政府との間で延滞債務の一部を繰り延べする書簡を交換しました。また、スリランカの債務再編を交渉する債権国会合の共同議長としてプロセスを主導し、11月に同債権国会合とスリランカ政府との間で債務再編の基本合意に至りました。

2022年8月に開催したTICAD 8では、2023年から2025年を対象期間とする「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」**解説**第5フェーズ（EPSA5）の下で、債務の透明性・持続可能性の向上を含めた改革に取り組み、債務健全化に着実かつ顕著な前進が見られる国を支援するため、新たに設置

する特別枠最大10億ドルを含む、最大50億ドルの資金協力を表明し、取組を進めています。

日本は、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の重要な要素である債務持続可能性の確保の観点からも、JICAによる研修や専門家派遣、国際機関への拠出等を通じ、開発途上国の財務省幹部職員の公的債務・リスク管理に係る能力の向上に取り組んでいます。例えば、2022年度は、ケニア、エチオピア等29か国31人の行政官に対する偶発債務リスク管理に係る世界銀行との連携による研修、国際通貨基金（IMF）・世界銀行の各信託基金への新たな資金拠出など、債務国の能力構築に向けた支援を実施しています。



用語解説

重債務貧困国（HIPC : Heavily Indebted Poor Countries）

貧しく、かつ重い債務を負っているとして、包括的な債務救済枠組である「拡大HIPCイニシアティブ」の適用対象となっている、主にアフリカ地域を中心とする39の開発途上国。

債務支払猶予イニシアティブ（DSSI : Debt Service Suspension Initiative）

新型コロナウイルスの感染拡大による影響から流動性危機に直面する低所得国につき、その債務の支払いを一時的に猶予する枠組み。2020年4月にG20および主要債権国会合であるパリクラブは、2020年5月から同年12月末までの間に支払期限が到来する債務を猶予することに合意し、その後、支払猶予期間を二度延長した（2020年10月に2021年6月までの期間延長、2021年4月に2021年12月末までの期間延長に合意）。2022年2月23日時点で、42か国の開発途上国がパリクラブと覚書を交わしている。

DSSI後の債務措置に係る共通枠組

2020年11月にG20およびパリクラブで合意された低所得国に対する債務救済をケースバイケースで行うための枠組み。中国を始めとする非パリクラブ国を巻き込んだ形で、合同で債務措置の条件を確定することを初めて約束したものの。

アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ（EPSA : Enhanced Private Sector Assistance for Africa）

日本が、2005年にアフリカ開発銀行（AfDB）と共に、民間主導の経済成長を促進していくため立ち上げた協調枠組み。2022年8月のTICAD 8において、日本とAfDBは、2023年から2025年を対象期間とする第5フェーズ（EPSA5）の下で、最大50億ドルの資金協力を行うことを発表。これは、通常枠40億ドルと、債務の透明性・持続可能性の向上を含めた改革に取り組み、債務健全化に着実かつ顕著な前進が見られる国を支援するため、日本が新たに設置する特別枠最大10億ドルを合わせたもの。